

小児慢性特定疾病医療費助成制度



国が行う小児慢性特定疾患治療研究事業に基づいて、定められた対象疾患の治療方法などの情報を今後の治療研究に生かし、その治療にかかった費用（保険診療分）の一部を助成する制度です。

● 対象

18歳未満で、以下の疾患にかかっている方

- ①悪性新生物（小児がん） ②慢性腎疾患 ③慢性呼吸器疾患 ④慢性心疾患 ⑤内分泌疾患 ⑥膠原病
⑦糖尿病 ⑧先天性代謝異常 ⑨血液疾患 ⑩免疫疾患 ⑪神経・筋疾患 ⑫慢性消化器疾患
⑬染色体または遺伝子に変化を伴う症候群 ⑭皮膚疾患 ⑮骨系統疾患 ⑯脈管系疾患 / 成長ホルモン治療

● 助成内容

- ・該当する疾患に関して、医療費（保険診療分・入院時の食事代）の一部が助成されます。
- ・世帯の区市町村税や所得に応じて、自己負担限度額が設けられています。

区分	月額自己負担限度額		
	一般	重症	人工呼吸器等装着者
生活保護受給世帯	0円		
住民税非課税世帯	保護者所得 80万円以下	1,250円	500円
	保護者所得 80万円超	2,500円	
住民税約 7.1万円未満の世帯	5,000円	2,500円	
住民税約 7.1万円以上約 25.1万円未満の世帯	10,000円	5,000円	
住民税約 25.1万円以上の世帯	15,000円	10,000円	
入院時の食費	1/2 自己負担		

● 申請窓口

各自治体の担当窓口（区市町村役場や保健所等）

● 手続き方法

- ① 主治医に、お子さんの病名が小児慢性特定疾病の対象になるか確認し、病名連絡票（対象病名を示すもの）を発行してもらってください。
- ② 当センター1階文書受付に病名連絡票を提示し、医師の意見書の作成を依頼します。（文書料金2,500円）
- ③ 各自治体の申請窓口を確認の上、意見書以外の必要書類（申請書・所得に関する証明書等）を準備します。
- ④ 意見書が出来上がりましたら、必要書類と一緒に申請窓口に提出します。
- ⑤ 小児慢性特定疾病医療費助成の給付が決定すると、医療券が交付されます。医療券が交付されたら、外来の方は当センター1階会計受付、入院の方は入退院受付に提示してください。

注）18歳以上は成年患者となるため、更新の際には本人名義で申請手続きをする必要があります。

● 受診する時

保険証の提示をする際に、併せて医療券を提示して下さい。



小児慢性特定疾病情報センター



ちょっと教えて！

小児慢性特定疾患のための医療費助成制度

● ご注意頂きたいこと

*助成開始は、診断日からとなります。

ただし、申請が遅くなった場合は、原則として1か月の遡り期間があります。（やむを得ない理由があるときは最長3か月まで延長）できるだけ早めのお手続きをお勧めします。

*申請時に、受診する指定医療機関（薬局、訪問看護ステーション含む）を記載する必要があります。

*助成の対象となるのは、指定医療機関で受診した特定疾病にかかわるものに限りです。

*毎年の更新手続きが必要です。